

財団法人地方自治情報センター情報化職員等表彰要領

	昭和52年	6月15日
改正	昭和53年	4月27日
改正	昭和54年	5月23日
改正	昭和56年	5月29日
改正	平成4年	5月1日
改正	平成9年	4月1日
改正	平成13年	5月1日
改正	平成14年	6月26日
改正	平成20年	5月15日

(表彰の実施)

第1条 情報化職員等の表彰は、この要領の定めるところにより、財団法人地方自治情報センター（以下「センター」という。）の理事長が行う。

(表彰の種類及び対象)

第2条 表彰の種類及び対象は、次の各号に掲げるところによる。

一 長期勤続者表彰

現に情報化職員として20年以上勤務し、その成績が優秀で他の職員の模範として推奨でき、かつ当該地方公共団体の情報化の進展に貢献した者

二 特別表彰

(1) 個人

地方公共団体における情報化の進展に著しく貢献した者

(2) 地方公共団体

地方行政の情報化の進展に著しく貢献した地方公共団体

三 奨励賞

表彰の対象については、その都度、理事長が定める

2 前項の規定による対象者又は地方公共団体は、都道府県知事又は市区町村長の推薦によるものとする。

(選考委員会の設置)

第3条 センターに表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 理事長が表彰を行うに際しては、選考委員会に付議するものとする。

3 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成するものとし、委員は理事長が委嘱するものとする。

総務省自治行政局地域情報政策室長

全国知事会事務総長、全国市長会事務総長、全国町村会事務総長

指定都市市長会事務局長、特別区協議会常務理事

全国都道府県情報管理主管課長会会長及び副会長

センターの常勤の理事

4 選考委員会の庶務は、センター総務部において行う。

(推薦書類)

第4条 都道府県知事又は市区町村長が推薦するときは、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 長期勤続者表彰の該当者にあつては、推薦調書（長期勤続者用）様式第1号
- 二 特別表彰の個人の該当者にあつては、推薦調書（特別表彰・個人用）様式第2号
- 三 特別表彰の地方公共団体の該当団体にあつては、推薦調書（特別表彰・地方公共団体用）様式第3号
- 四 奨励賞の該当者又は地方公共団体にあつては、その都度別に定める推薦調書

(記念品)

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか表彰の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。